

第2章 情報の収集・伝達

気象観測施設

(令和8年1月1日現在)

| 観測種別 | 観測所名 | カタカナ綴り | 所在地 | 海面上の高さ (m) |
|------|-------|----------|----------------------|---------------|
| 四湿 | 八森 | ハチモリ | 山本郡八峰町八森字チコキ | 34 |
| 雨 | 藤里 | フジサト | 山本郡藤里町藤琴字大落 | 68 |
| 雨 | 陣場 | ジンバ | 大館市長走字陣場 | 218 |
| 雨 | 藤原 | フジワラ | 鹿角郡小坂町上向字藤原 | 280 |
| 四雪湿 | 能代 | ノシロ | 能代市緑町 | 6 |
| 四雪湿 | 鷹巣 | タカノス | 北秋田市旭町 | 29 |
| 四湿 | 大館 | オオダテ | 大館市出川字上野 | 49 |
| 四雪湿 | 鹿角 | カヅノ | 鹿角市花輪字荒田 | 123 |
| 官三 | 脇神 | ワキガミ | 北秋田市脇神字葉岱(大館能代空港) | 84 |
| 四湿 | 湯瀬 | ユゼ | 鹿角市八幡平湯瀬字一羽根 | 214 |
| 四湿 | 八幡平 | ハチマンタイ | 鹿角市八幡平字熊沢外8国有林 | 578 |
| 雨 | 男鹿真山 | オガシンザン | 男鹿市北浦相川字小屋ヶ沢 | 84 |
| 四湿 | 男鹿 | オガ | 男鹿市脇本脇本字上野 | 20 |
| 四湿 | 大湯 | オオガタ | 南秋田郡大湯村大湯 | -3 |
| 四雪湿 | 五城目 | ゴジョウメ | 南秋田郡五城目町上樋口字屋岸 | 6 |
| 四雪湿 | 阿仁合 | アニアイ | 北秋田市阿仁水無字畑町東裏 | 120 |
| 雨 | 比立内 | ヒタチナイ | 北秋田市阿仁幸屋渡字山根 | 210 |
| 雨 | 桧木内 | ヒノキナイ | 仙北市西木町上桧木内字宮田 | 255 |
| 官 | 秋田 | アキタ | 秋田市山王 7-1-4(秋田地方気象台) | 6 |
| 四湿 | 岩見三内 | イワミサンナイ | 秋田市河辺三内字外川原 | 41 |
| 雨 | 仁別 | ニベツ | 秋田市仁別字マンタラメ | 179 |
| 雨 | 鎧畑 | ヨロイバタ | 仙北市田沢湖田沢字鎧畑 | 281 |
| 雨 | 田沢湖高原 | タザワココウゲン | 仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳 | 652 |
| 官三雪 | 雄和 | ユウワ | 秋田市雄和椿川字山籠(秋田空港) | 93 |
| 四雪湿 | 角館 | カクノダテ | 仙北市角館町小勝田鶴の崎 | 56 |
| 四湿 | 田沢湖 | タザワコ | 仙北市田沢湖生保内字宮の後 | 230 |
| 四雪湿 | 大正寺 | ダイショウジ | 秋田市雄和新波字寺沢 | 20 |
| 四湿 | 大曲 | オオマガリ | 大仙市四ツ屋字下古道 | 30 |
| 四雪湿 | 本荘 | ホンジョウ | 由利本荘市埋田字用堰南 | 11 |
| 四湿 | 東由利 | ヒガシユリ | 由利本荘市東由利老方字後田 | 117 |
| 四雪湿 | 横手 | ヨコテ | 横手市横手町大樋 | 59 |
| 四湿 | にかほ | ニカホ | にかほ市金浦字南金浦 | 7 |
| 四雪湿 | 矢島 | ヤシマ | 由利本荘市矢島町城内字築館 | 46 |
| 雨 | 笹子 | ジネゴ | 由利本荘市鳥海町上笹子字石神 | 223 |
| 四雪湿 | 湯沢 | ユザワ | 湯沢市金谷字樋ノ口 | 74 |
| 雨 | 東成瀬 | ヒガシナルセ | 雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 | 191 |
| 四雪湿 | 湯の岱 | ユノタイ | 湯沢市秋の宮字湯の岱 | 335 |

観測種別凡例(下表観測の組合せ)

| | |
|----|-----------------------|
| 官 | 気象官署 |
| 官三 | 降水量、気温、風向風速 |
| 四 | 降水量、気温、風向風速、日照時間(推計値) |
| 雨 | 降水量 |
| 雪 | 積雪の深さ |
| 湿 | 湿度 |

災害時の安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等公表に係る基本方針

令和5年11月27日

秋 田 県

1 趣旨

災害発生時に、県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先に迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、あらかじめ安否不明者、行方不明者及び死者（以下「被災者等」という。）の氏名等の公表方針等を定める。

2 用語の定義

- (1) 災 害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害
- (2) 安否不明者 災害が原因で被災した可能性があり、行方不明者となる疑いのある者
- (3) 行方不明者 災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
- (4) 死 者 災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者

3 公表基準

- (1) 安否不明者、行方不明者
氏名等を公表することが、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要であり、かつ、住民基本台帳の閲覧制限措置等がない者であること
- (2) 死者
住民基本台帳の閲覧制限措置等がない者であり、かつ、氏名等の公表に遺族等の同意があること
※ 詳細は別表参照

4 公表する個人情報の範囲

- (1) 安否不明者、行方不明者
氏名（漢字及びフリガナ）、住所（大字名まで）、年齢、性別
※ 被災状況等の情報を公表することが、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化につながる場合には、個人情報の範囲を追加できる。
- (2) 死者
氏名（漢字及びフリガナ）、住所（大字名まで）、年齢、性別のうち遺族等が同意した範囲

5 公表の期間及び方法

- (1) 公表の期間
救助活動の効率化・円滑化のために必要と認められる場合は、発災当初の72時間が極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災後概ね48時間以内を目安として速やかに公表することとし、救助活動の終了をもって公表を終了する。
- (2) 公表の方法
県、市町村及び警察の間で公表の時期、内容等について調整を行った上で、報道機関へ情報提供するとともに、県のホームページへ掲載する。

6 公表主体及び役割分担

公表主体は県とし、市町村及び警察との氏名等の公表に係る役割分担は次のとおりとする。

（1）県

- ・ 被災者等の情報に係る一元的な集約、調整
- ・ 氏名等の公表に係る関係機関との調整及び最終判断
- ・ 氏名等の公表に係る公表資料の作成及び県のホームページへの掲載
- ・ 報道機関への情報提供等の報道対応

（2）市町村

- ・ 安否情報の収集・精査
- ・ 被災者等の情報の県への報告
- ・ 被災者等に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認
- ・ 死者の氏名等の公表に係る遺族等の意思確認

（3）警察

- ・ 被災者等についての情報共有及び氏名等の公表に係る家族等の意思確認の支援

7 留意事項

（1）独自公表

- ・ 局所的な災害であるなどの事情により、市町村から公表することが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、県と当該市町村が調整の上、市町村が公表することを妨げるものではない

（2）一時滞在者が安否不明等である場合

- ・ 宿泊施設等に一時的に滞在している者の安否が不明となるなど、個人情報の保護に関する法律第18条第3項第2号に規定する「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、当該宿泊施設等は、本人の同意を得ることなく一時滞在者の氏名等の情報を県、市町村及び警察に提供することが可能であること
- ・ 一時滞在者については、住民登録地の市区町村に住民基本台帳の閲覧等制限の有無を確認する必要があるなど、公表可否の判断に時間を要する場合も考えられるため、段階的な公表など臨機に対応すること

（3）災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の提供等

災害対策基本法第86条の15に基づく第三者からの安否情報の照会に対する回答については、別途法令等の規定に基づき取り扱うこと

8 施行期日

令和5年11月27日より施行する。

別 表

| 区 分 | 救助活動の効率化のために必要と認められる | 住民基本台帳の閲覧制限 | 家族の同意 | 公表・非公表 | 公表・非公表の理由（※3） |
|----------------|----------------------|-------------|-------|---------|---------------|
| 安否不明者 行方不明者 | ○ | あり | — | 非公表 | ① |
| | | なし | 不要 | 公表（※1） | ③ |
| 死 者 | △ | あり | — | 非公表 | ① |
| | | なし | 同意 | 公表 | ② |
| | | | 不同意 | 非公表（※2） | ① |

※1 家族等からの申出等により、公表することで本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握した場合は非公表とする。なお、公表後の場合はその時点から非公表とする。

※2 非公表の場合であっても、住所（市町村名）、年齢（何十代）等、個人が特定されるおそれのない範囲で公表する。

※3 公表・非公表の理由

- ① 本人、家族等又は遺族等の権利利益を侵害するおそれがあるため
- ② 遺族等の同意が得られており、遺族等の権利利益を侵害するおそれがないと考えられるため
- ③ 人の生命、身体又は財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと認められるため

災害時における放送要請に関する協定

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき、秋田県知事が（注1）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第2条 秋田県知事は、法第57条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のための特別の必要があるときに（注2）に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 秋田県知事は、（注2）に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び通信系統
- (4) その他必要な事項

（放送）

第4条 （注2）は、秋田県知事から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し放送する。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため秋田県民生部長（注3）及び（注4）を連絡責任者とする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、秋田県知事及び（注2）が協議し定めるものとする。

第7条 この協定は、（注5）から適用する。この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

○ 各放送機関との協定締結年月日及び締結者

| | | |
|------------------|-----------------------------|--------------------|
| 昭和 39 年 8 月 29 日 | 秋田県知事 日本放送協会秋田放送局長 | 小 畑 勇二郎 道 田 重 雄 |
| 昭和 40 年 1 月 16 日 | 秋田県知事 株式会社 秋田放送社長 | 小 畑 勇二郎 倉 田 儀 一 |
| 昭和 44 年 12 月 1 日 | 秋田県知事 秋田テレビ株式会社 代表取締役社長 | 小 畑 勇二郎 長谷山 行 毅 |
| 昭和 60 年 3 月 29 日 | 秋田県知事 株式会社エフエム秋田 代表取締役社長 | 佐々木 喜久治 伊 藤 正 一 |
| 平成 4 年 11 月 10 日 | 秋田県知事 秋田朝日放送株式会社 代表取締役社長 | 佐々木 喜久治 伊 藤 雄太郎 |

- (注 1) 日本放送協会（以下「NHK」という。）
株式会社秋田放送（以下「ABS」という。）
秋田テレビ株式会社（以下「AKT」という。）
株式会社エフエム秋田（以下「FM 秋田」という。）
秋田朝日放送株式会社（以下「AAB」という。）

- (注 2) NHK
ABS
AKT
エフエム秋田
AAB

- (注 3) 「秋田県民生部長」を「秋田県総務部危機管理監」に読み替える。

- (注 4) NHK 秋田放送局放送部長
ABS 報道部長
AKT 制作報道部長
FM 秋田放送第一部長
AAB 報道制作局長

- (注 5) 昭和 39 年 9 月 1 日（NHK）
昭和 40 年 1 月 20 日（ABS）
昭和 44 年 12 月 1 日（AKT）
昭和 60 年 4 月 1 日（エフエム秋田）
平成 4 年 11 月 10 日（AAB）

災害時における報道要請に関する協定

（趣 旨）

第1条 この協定は、秋田県知事（以下「甲」という。）が秋田県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、秋田県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲及び秋田県公安委員会（以下「乙」という。）と《別記報道各機関》（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

（報道の要請）

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し、報道要請を行うものとする。

- 1 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- 2 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- 3 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- 5 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- 6 保健衛生に関すること。
- 7 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- 8 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

（要請の手続）

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 報道要請の理由
- 2 必要な報道の内容
- 3 その他の必要な事項

（報道の実施）

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

- 2 丙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、秋田県生活環境部消防防災課長（注）、秋田県警察本部交通規制課長及び秋田魁新報社編集局長をもってこれに充てる。

（注）「秋田県生活環境部消防防災課長」は「秋田県総務部総合防災課長」に読み替える。

（適 用）

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

（協 議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年11月10日

（甲）秋田県知事

寺 田 典 城

（乙）秋田県公安委員会委員長

西 村 佑 一

（丙）次表の報道機関

協定締結報道機関一覧

| 報道機関名 | 代 表 者 | |
|-------------|-------|---------|
| | 職 名 | 氏 名 |
| 秋 田 魁 新 報 社 | 社 長 | 林 善次郎 |
| 朝日新聞社秋田支局 | 支局長 | 神 野 峯 一 |
| 読売新聞社秋田支局 | 支局長 | 中 村 安 宏 |
| 毎日新聞社秋田支局 | 支局長 | 岩 橋 豊 |
| 産経新聞社秋田支局 | 支局長 | 笹 谷 嘉 和 |
| 日本経済新聞社秋田支局 | 支局長 | 貝 森 明 彦 |
| 共同通信社秋田支局 | 支局長 | 折 笠 全 利 |
| 時事通信社秋田支局 | 支局長 | 畠 善 仁 |
| 河北新報社秋田総局 | 総局長 | 小 林 正 美 |
| 北 羽 新 報 社 | 社 長 | 山 木 弘 一 |

災害に関する緊急連絡の取扱いについて

平成 14 年 8 月
総務部総合防災課

- 1 災害に関する緊急連絡（以下「緊急連絡」という）は、事故・災害が発生し、住民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合に放送各社に対して行うこととする。
- 2 緊急連絡はファクシミリにより行うこととし、原則として各市町村または各消防本部（以下「市町村等」という）が別紙様式 2 により県に依頼し、依頼を受けた県は別紙様式 1 により行うこととする。しかし、特に緊急を要する場合には、市町村等が直接放送各社へ別紙様式 1 により緊急連絡を行うこととし、この場合に市町村等は、放送各社への連絡と同時に県に対してもその写しを送信することとする。
なお、同一の災害により、複数の市町村等から依頼があった場合には連絡内容を県が調整した上で緊急連絡を行うことがある。
- 3 ファクシミリ送信後、発信者は送信先に対して、電話により正確に受信されたかどうか、その連絡内容等について確認することとする。
- 4 連絡内容は、簡潔かつわかりやすく記載する。
- 5 緊急連絡を受信した放送各社は、放送による広報の実施について判断をする。

放送各社等連絡先一覧

| 機関名 | 連絡先 | 電 話 | FAX |
|--------|-----------|--------------|--------------|
| 秋 田 県 | 総務部総合防災課 | 018-860-4563 | 018-824-1190 |
| | | 018-860-4565 | |
| | | 018-860-4580 | |
| N H K | 秋田放送局放送部 | 018-825-8141 | 018-831-0585 |
| A B S | 報 道 部 | 018-826-8520 | 018-825-2777 |
| A K T | 報 道 部 | 018-823-6583 | 018-888-2252 |
| | | 018-866-6131 | |
| エフエム秋田 | 放 送 部 | 018-824-1155 | 018-823-7725 |
| A A B | 報 道 制 作 局 | 018-866-5111 | 018-866-5115 |

災害に関する緊急連絡系統図

| | | | |
|---------|-----------|--|--|
| 連 絡 内 容 | | | |
| 発 信 者 | 所属機関名 | | |
| | 職・氏 名 | | |
| | 電 話 番 号 | | |
| | F A X 番 号 | | |

| 受信確認欄 | 受信先 | 受信者氏名 | 受信時刻 | 受信先 | 受信者氏名 | 受信時刻 |
|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|
| | 総合防災課 | | 時 分 | A K T | | 時 分 |
| | N H K | | 時 分 | A A B | | 時 分 |
| | A B S | | 時 分 | F M秋田 | | 時 分 |

地域防災パートナーシップ協定

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社秋田放送（以下「乙」という。）は、秋田県内において災害が発生した場合、又は発生が予想される場合における各種情報（以下「災害情報」という。）の放送、及び平時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は災害情報の放送を円滑に行うことで、県民の生命や財産を守り、被害の軽減や不安の解消、生活の安全確保に寄与するとともに、平時から相互の協力により、地域の防災力を強化することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「災害」とは、地震、津波、豪雨、洪水、暴風、豪雪、土砂災害その他の異常な自然現象、又は大規模な火災、事故など、県民の生命や財産、日常生活に大きな影響を与える事態とする。

（放送の依頼等）

第3条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条の規定に基づく放送要請を行う場合、「災害時における放送要請に関する協定（昭和40年1月16日締結）」に基づき、手続を行うものとする。

2 甲は、前項の要請のほか、第1条の目的を達成するため、災害情報に関する放送（以下「放送」という。）を行う必要があると認められるとき、乙に放送の実施を依頼することができる。

3 甲及び乙は、災害現場の映像や写真、画像データ等（以下「画像等」という。）の提供を互いに依頼することができる。

4 甲及び乙は、前項の依頼があった場合、画像等の提供に関する条件等を協議の上、いずれも可能な範囲で提供する。

（依頼の手続）

第4条 甲は、前条第2項の規定に基づき、乙に放送を依頼する場合、別に定める災害情報放送依頼書をファクシミリで乙に送信する。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から第3条第2項の規定に基づいた放送の依頼を受けたときは、直ちに放送の形式等を決定し放送するよう努める。

（運用の確認）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく手続の円滑化、及び正確かつ迅速な放送等のため、別に定める運用確認書（以下「確認書」という。）を作成する。

2 確認書の記載内容に変更が生じた場合は速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて協議し確認書を更新する。

（平時の協力）

第7条 甲及び乙は、平時からの県民の防災意識を高めるため、次の各号に掲げる活動や情報交換に関して、相互に協力し災害に備える。

- (1) 過去の災害映像を使用した番組等の上映、展示に関する事項
- (2) 防災の講演会、教室等の開催に関する事項
- (3) その他、甲及び乙が必要と認める事項

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行に当たり、知り得た相手方の事業上、技術上の情報について相手方の同意を得ず第三者に開示してはならない。ただし、甲及び乙が第三者に開示することに事前に合意した情報についてはこの限りではない。

（有効期間）

第9条 本協定は締結の日から効力を生ずる。甲又は乙が相手方に対し文書により本協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（疑義の決定）

第10条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年11月22日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋 田 県 知 事

乙 秋田県秋田市中通7丁目1番1-2号

株 式 会 社 秋 田 放 送

代 表 取 締 役 社 長

覚 書

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社秋田放送（以下「乙」という。）は、令和5年11月22日に締結した地域防災パートナーシップ協定（以下「協定」という。）第3条第3項及び第4項に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

（画像等の提供）

第1条 甲及び乙が、協定第3条第3項に基づき、災害現場の映像や写真、画像データ等（以下「画像等」という。）の提供を依頼する場合は、電子メールや電話等により行うものとする。その際、甲は総合防災課、乙は地域貢献室を窓口として、提供画像等のチェックや提供の条件について協議を行い、可能な範囲で対応する。

（伝達手段）

第2条 提供する画像等の伝達手段は、電子メールへの添付、又はインターネットの共有サーバーを通して行うものとする。

（利用範囲）

第3条 乙が提供する画像等は、災害や防災に関する情報を提供している甲が管理するホームページでの利用とする。甲が提供する画像等は、乙や系列局の報道番組、ホームページ、アプリでの利用とする。

（利用期間）

第4条 甲が乙より提供された画像等の掲載期間は災害の収束までとし、掲載の取りやめの依頼があった時は、速やかに削除する。甲が乙に提供する画像等の利用期間は、個別に協議を行うこととする。

（責任の所在）

第5条 画像等の利用により生じたトラブルは、それぞれが対応し双方に責任を求めないこととする。

（疑義の決定）

第6条 この覚書に定めのない事項、又はこの覚書に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の取り交わしの証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、協定とともに各自1通を保有する。

令和5年11月22日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田県秋田市中通7丁目1番1-2号

株式会社秋田放送
代表取締役社長 立田 聡

至 急

様式第1号（地域防災パートナーシップ協定 第4条関係）

年 月 日

A B S秋田放送 地域貢献室
報道部 アナウンス部 ラジオ放送部 行発信者
_____**災 害 情 報 放 送 依 頼 書**

地域防災パートナーシップ協定第4条の規定に基づき、次のとおり放送を依頼します。

| 項 目 | 内 容 |
|-----------|---|
| 1 要請の理由 | ① 県民への注意喚起を図るため ② 災害に係る支援情報の周知を図るため ③ その他（下記に記載） |
| 2 放送する内容 | <u>発生場所</u> <u>発生日時</u> 年 月 日 時 分頃 <u>災害種別</u> ①地震 ②津波 ③水害 ④火災 ⑤その他（ ） <u>連絡内容</u> |
| 3 放送する日時 | 月 日 時 ～ 月 日 時 まで |
| 4 その他必要事項 | |
| ※ 留意事項 | 提供された資料等により放送する場合は趣旨を変えずに放送し、その情報発信元が要請した自治体である旨を明らかにすること。 |

(発信元)

| | | | | |
|-----|--|--------|-----|-----|
| 担当課 | | 電話/FAX | TEL | FAX |
| 担当者 | | E-mail | | |

要請書を送信後、A B S地域貢献室（090-6232-5260）に連絡してください
-----(F A X送信先) A B S秋田放送報道部 **0 1 8 - 8 2 5 - 2 7 7 7**

運用確認書

| 項目 | 秋 田 県 (甲) | | 株式会社 秋田放送 (乙) | |
|-----------------|-----------|-------------------|------------------------------|---|
| 連絡責任者 および連絡先 | 連絡順位第1位 | 部署： 役職： 氏名： | 連絡順位第1位 | 部署：コンテンツビジネス戦略局 地域貢献室 担当：地域貢献室長 |
| | | E-mail： 電話： | | E-mail：chiiki@akita-abs.co.jp 電話：090-6232-5260 ※災害時優先電話 |
| | 連絡順位第2位 | 部署： 役職： 氏名： | 連絡順位第2位 | 部署：コンテンツビジネス戦略局 担当：コンテンツビジネス戦略局長 |
| | | E-mail： 電話： | | E-mail：chiiki@akita-abs.co.jp 電話：018-826-8592 |
| 備考 | | | 放送要請書の送信先は018-825-2777 (FAX) | |

(留意事項) 甲、乙は、記載内容に変更があった場合は速やかにその旨を申し出て、変更後の確認書を送付すること。